

第7回会津若松市総合計画審議会

と き 令和8年7月17日（金） 午後1時30分から
ところ 会津若松市役所本庁舎1階 市民ホール・正庁

－ 次 第 －

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 「第8次総合計画 基本構想及び基本計画（素案）」に係る市民意見公募（パブリック・コメント）について
 - ・現在実施中の市民意見公募の概要と、第6回審議会の際にお示しした素案の修正箇所について説明します。
- (2) 市長への答申案の作成に向けた意見聴取
 - ・本審議会では、来月、市長に対して、「第8次総合計画 基本構想及び基本計画（素案）」に関する意見を答申書として提出する予定としており、次回第8回の審議会において、答申案の審議を行います。
 - ・今回は、次回審議いただく答申案の作成に向けて、委員の皆様へ、下記の2点について伺います。
 - ① 素案についての評価、肯定的に評価できる点
 - ② 計画の推進にあたり、市に対して、配慮を求める視点や考え方など
 - ・②については、これまでの審議会を通じて出された意見等を踏まえ、計画の推進にあたり、とくに重視すべきと考える視点や考え方などについてご提案ください。また、これまでの審議会では意見等として出されていないものでも、計画の推進にあたり、留意すべき新たな視点や考え方などがありましたら、あわせてご提案ください。
 - ・答申は審議会の総意として市長に提出するものであるため、具体的な事業や取組の提案よりも、大局的な観点から、委員の皆様が共有できる視点や考え方などをご提案ください。
 - ・本日委員の皆様から伺ったご意見等につきましては、事務局にて答申の形に取りまとめ、正副会長にご確認いただいた上で、次回の審議会において改めて答申案として審議いただきます。
- (3) その他
 - ・審議会の今後スケジュールについて説明します。

4 閉 会

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設け、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(昭45条例1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の調整その他その実施に関し、必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(昭45条例1・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市政に関心を持つ市民
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(平11条例4・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは委員の職を失う。

3 委員は、非常勤とする。

(昭45条例1、平11条例4・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

(平11条例4・旧8条繰上)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年3月29日から適用する。

2 会津若松市建設審議会条例(昭和31年条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和43年11月27日条例第33号)

この条例は、昭和43年12月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月31日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に委員であつた者の任期は、改正後の条例の規定による任期とみなす。

附 則(昭和47年9月30日条例第24号)

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和51年10月4日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。